

奥州市空家等対策計画の背景と推進体制

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

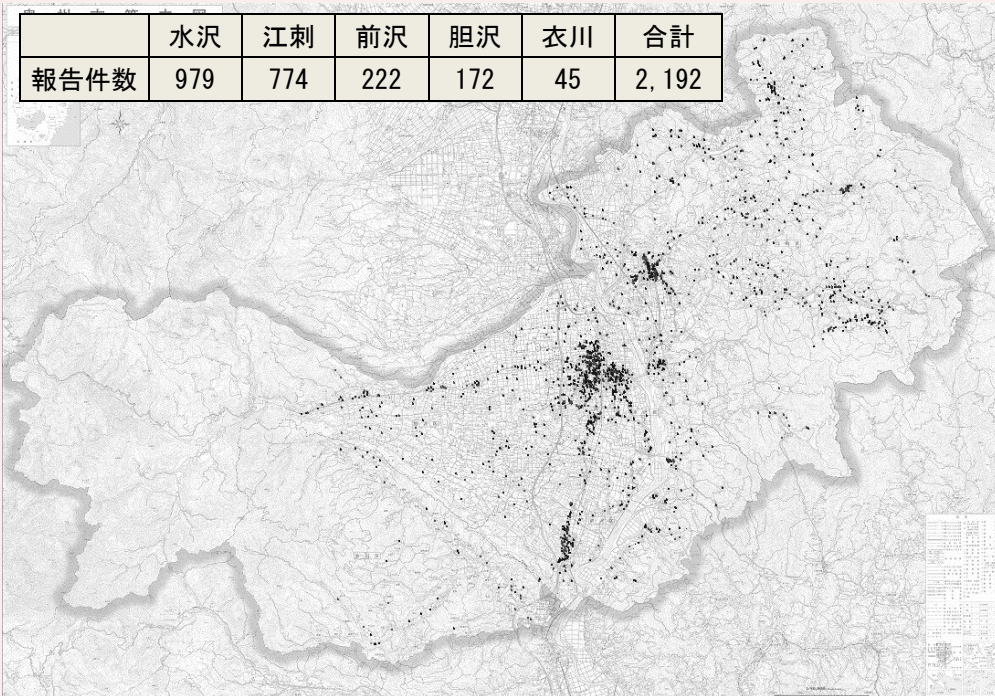
適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）。

市町村は、国の基本指針に即した、**空家等対策計画**を策定（6条）、策定に当たっては、**空家等対策協議会**を設置（7条）しこれにあたる。

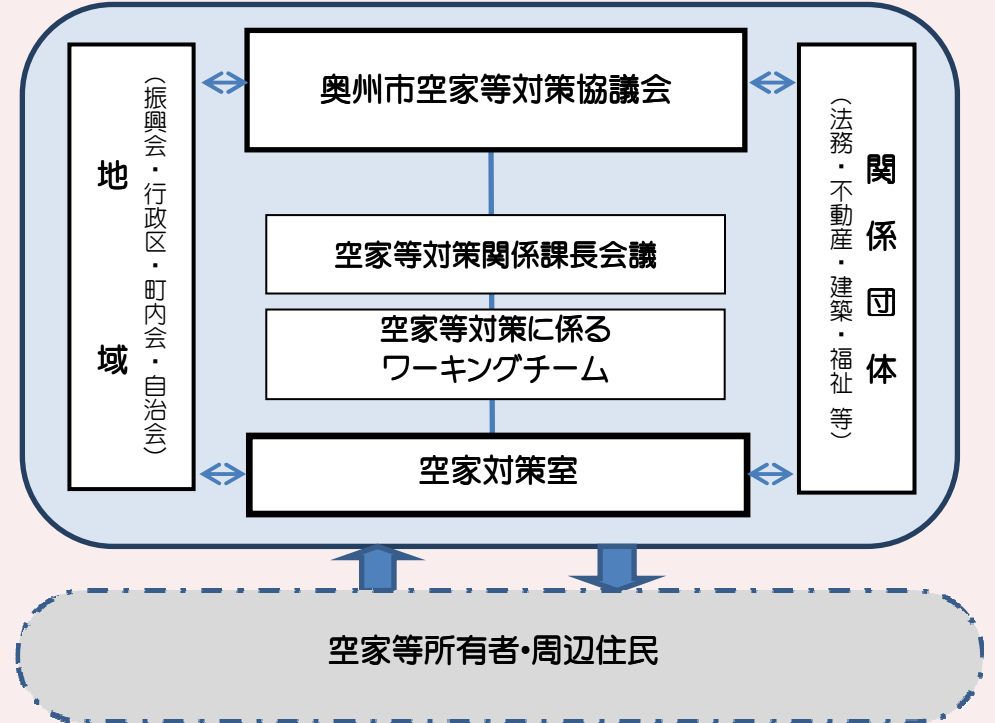
奥州市空き家実態調査（基本調査） 平成27年6～7月実施

行政区長からの報告件数 2,192件

	水沢	江刺	前沢	胆沢	衣川	合計
報告件数	979	774	222	172	45	2,192



奥州市空家等対策推進体制（平成29年度～）



奥州市空家等対策協議会（特別措置法第7条により設置）

市長を会長とし、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者をもって構成。

奥州市空家等対策計画の策定、変更及び推進に関する協議を行う。

奥州市 市民環境部 生活環境課 空家対策室

〒023-8501 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地
電話 0197-24-2111(内線256) FAX 0197-51-2374